

業務仕様書

1 件名

「横浜開港」資料のデジタルアーカイブ整備公開推進事業に関するコンサル業務委託

2 業務の概要

本業務は、横浜開港資料館文化観光拠点計画に基づき、今後、横浜開港資料館が作成・公開する「横浜開港」資料のデジタルアーカイブにおいて、文化観光の推進に関する法律（以下「文化観光推進法」という。）の理念に基づいたアーカイブの活用の在り方について提言を求めるものである。

3 契約期間

契約締結日から令和4年2月末日まで

4 委託業務内容

(1) 横浜開港資料館の所蔵資料公開に関する現状評価

横浜開港資料館のウェブサイト等で公開している所蔵資料情報の現状を評価し、克服すべき課題について提言する。

(2) デジタルアーカイブの観光活用及び他自治体の拠点計画事業情報の収集

全国の博物館・美術館等文化施設で公開されているデジタルアーカイブのうち、観光活用に関する先進的事例を収集する。また、文化観光推進法に基づく拠点計画事業における他自治体での類似事例を収集する。

(3) 横浜に根差したデジタルアーカイブ公開についての提言

(1)、(2)の調査を踏まえ、横浜で文化観光推進法の理念に則したデジタルアーカイブ公開を行う場合、どのようなシステムの活用をすることが望ましいかを具体的に複数案を挙げて提言する。

また、既存 SNS・WEB コンテンツ・アプリ・ゲーム及び地域の各機関・団体との連携についても、どのような在り方が考えられるか提言する（例：デジタルアーカイブと連携可能なアプリ・ゲームの紹介、データベース掲載画像のグッズ作成が可能な業者の紹介など）。

(4) 成果品の納品形態

成果品は、次の要件・規格で納品するものとする。

・印刷製本 3部

A4判（様式自由）の用紙に印刷し簡易製本したもの

・デジタルデータ 下記を収めたデジタルメディア 1部

Adobe PDF 形式および編集可能な MicrosoftWord 形式

5 成果品の著作権

本業務に基づいて作成された成果物の著作権は、委託者に帰属する。

6 業務の実施について

(1) 受託者は、業務を遂行するにあたって、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確・丁寧に行わなければならない。

(2) 受託者は、着手後速やかに全体工程表を提出し、委託者の承認を得ること。

(3) 業務実施に際しては、委託者と十分協議・打合せの上実施することとし、業務実施中に疑義が生じた場合は、遅滞なく打合せを行うものとする。なお、協議・打合せ内容については議事録を作成し、協議・打合せで使用した資料と併せて、委託者にデータを送付すること。

(4) 業務の遂行上、委託者が所有し、業務に必要な資料等については、これを貸与する。受託者は本業務以外の目的には使用してはならず、業務完了後、委託者に全て返却するものとする。

(5) 受託者は、業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては速やかに消去すること。

(6) 受託者は本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また委託者が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(7) 受託者は、委託者が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(8) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者から提供された資料等を委託者の許諾なく複製又は複製してはならない。

7 納品場所

神奈川県横浜市中区日本大通 3

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団 横浜開港資料館